

南魚沼市監査委員告示第 2 号

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

平成28年7月13日

南魚沼市監査委員 河 野 和 男

南魚沼市監査委員 桑 原 圭 美

南魚監 第38号
平成28年7月13日

南魚沼市長 井口一郎様
南魚沼市議会議長 黒滝松男様

南魚沼市監査委員 河野和男

南魚沼市監査委員 桑原圭美

定期監査及び行政監査の結果に関する報告について（その1）（提出）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査の対象

平成27年度における財務事務の執行状況及び施設、園児の安全管理並びに運営状況全般

2 監査の実施期間及び対象箇所

平成28年5月31日から平成28年6月2日まで

実施日	監査対象
平成28年5月31日	下長崎保育園 上長崎保育園 舞子保育園
6月2日	石打保育園 上関保育園 大木六保育園

3 監査の方法

各保育園に赴き、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、園長等から説明を受け、その後質疑応答を行い、園内巡回し施設の管理状況を確認するとともに、関係諸帳簿及び書類の抽出による調査等の方法により実施した。

4 監査の主眼

今回は、以下の点を主眼に監査を実施した。

- (1) 平成27年度予算の執行は計画的、効率的に行われているか
- (2) 保育園の管理運営は適正に行われているか
- (3) 修繕工事は適正に行われているか

5 監査の結果

予算の執行及び事務処理等はおおむね適正に行われており、施設等の管理についてもおおむね適切に実施されているものと認められた。

監査委員としての所感は以下のとおりである。

(1) 保育の状況

- ・いずれの保育園も、自然環境を十分に生かした保育を心がけていた。
- ・安全管理においては、保育業務中発生した問題について報告書(ヒヤリハット)を作成し、問題を園全体で共有し、以後同じ問題を繰り返さぬよう確認し合っていた。現場では園児の安全管理に対して常に緊張感を持ち保育に取り組んでいた。
- ・食物アレルギーを有する園児に対しての食における管理責任は重大である。保護者・担任・調理員と連絡を密にし、園全体で情報を共有し、配膳時には幾重にも確認点検を行っている。常に気を配り誤食しないよう細心な注意を払っていた。
- ・臨時職員の割合が多く保育上支障はないか心配されたが、担任については保育経験のある有資格者であり問題のないように努めて運営されている。今後も正職員はもちろんのこと臨時職員も内部、外部研修で資質の向上に努めていただきたい。
- ・災害保険対応の事故にあっては、監査対象6園のうち3園は0件、他3園で合計8件であった。いずれも大きな事故にいたってはいないが今後も安全には細心の注意を払っていただきたい。

(2) 保護者との関係

- ・いずれの保育園も保護者との意思疎通を大切にし、個人面談や送迎時に情報交換し信頼関係をもちながら子育てに繋げていた。保護者は保育事業に対して協力的であり、大きなトラブルもなくコミュニケーションが取れていると感じた。

(3) 施設の管理状況

- ・施設の設備関係の小さなトラブルは、担当課の臨時職員(環境パトロール)が各保育園を随時巡回して対応をしていた。各保育園の施設関係改善要望に対しては、緊急的優先順位や限られた予算の中で即対応することは難しい。市の施設などで不用となった物、例えば大型エアコンなどを有効利用して遊戯室に設置している施設もあった。しかしながら保育園の施設環境には少なからず格差がみられる。平等な保育の面から考えると老朽化した施設の早急な改善を検討したい。

(4) その他

- ・今年度で廃園となる大木六保育園は、社会福祉法人どろんこ会の建設工事が始まると保育活動に大きな制限がかかる。安全管理に細心な注意を払っていただきたい。
- ・人格形成を養う重要な時期である。今後も幼保・小・家庭・地域との連携を積極的に心がけ、個々に応じた保育をしていただきたい。